

収集すべき情報の説明資料（力行）

収集すべき情報の説明資料

（ 力 行 ）

[目次]

1. 海岸保全区域	…	カ- 2
2. 学術自然保護地区	…	カ- 4
3. 河川区域（河川保全区域）	…	カ- 6
4. 環境緑地保護地区	…	カ- 8
5. 気象レーダー	…	カ-10
6. 記念保護樹木	…	カ-12
7. 基盤地図情報	…	カ-14
8. 急傾斜地崩壊危険区域	…	カ-16
9. 巨樹・巨木林	…	カ-18
10. 近郊緑地保全区域（近郊緑地特別保全地区）	…	カ-20
11. 景観計画区域	…	カ-21
12. 景観資源	…	カ-23
13. 景観重要建造物	…	カ-25
14. 景観重要樹木	…	カ-27
15. KBA（ケービーイー）	…	カ-29
16. 現存植生図	…	カ-31
17. 公共用水域の水質測定結果	…	カ-33
18. 航空施設	…	カ-35
19. 港湾	…	カ-37
20. 国立自然公園、国定自然公園及び道立自然公園内の眺望点	…	カ-39

1. 海岸保全区域

（海岸法より抜粋）

概要

海岸保全区域とは、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他海岸法第二章に規定する管理を行う必要があると認めるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として、都道府県知事が指定した区域のことです。（海岸法第3条第1項）

海岸保全区域における行為の制限

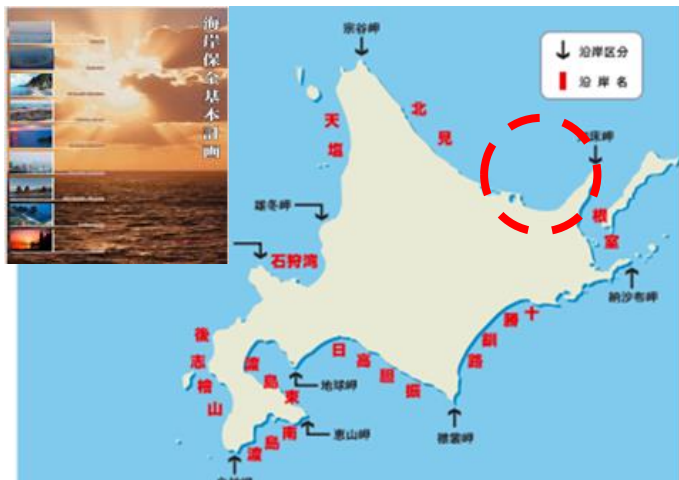
海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。（海岸法第8条第1項）

- 一 土石（砂を含む。以下同じ。）を採取すること
- 二 **水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること**
- 三 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること

1. 海岸保全区域

（北海道のホームページより抜粋）

[海岸保全区域の表示]



海岸管理者一覧表
令和3年度
国土交通省 港湾局 海岸・防災課

海岸保全区域等総括表

令和3年4月1日現在

都道府県	港湾総数	海岸保全区域指定港湾数	海岸管理者数	5条4項協議海岸数	5条5項協議海岸数	海岸保全区域の指定がない港湾数	海岸保全区域の指定の無い港湾
北海道	41	38	29	7	0	3	室蘭・石狩・小樽

[海岸保全区域の沿岸の表示]



[国土交通省「国土数値情報（海岸線）平成18年度」をもとに加工（EADAS）]



2. 学術自然保護地区

（北海道のホームページより抜粋）

概要

学術自然保護地区とは、動物の生息地、植物の生育地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区として、道知事が指定した地区のことです。（北海道自然環境等保全条例第22条第1項）

学術自然保護地区内における行為の制限

学術自然保護地区内においては、何人も、みだりに、植物の採取、動物（動物の卵を含む。）の捕獲、岩石の採取、火入れ、水質を汚濁する行為その他の自然を損傷する行為をしてはならない。（北海道自然環境等保全条例第27条）

2. 学術自然保護地区

（北海道及び各（総合）振興局のホームページより抜粋）

[学術自然保護地区の表示]

区分	名称	指定年月日	所在地	指定面積 (ha)	内 訳			所有地		
					特別地区	普通地区	国有地	公有地	私有地	
環境緑地保護地区等	環境緑地地区	114地区	-	3,968			711	1,953	1,304	
	自然景観区	32地区	-	16,730			7,401	2,444	6,885	
	学術自然保護地区	23地区	-	1,210			636	562	12	
	小計	169地区	-	21,908			8,748	4,959	8,201	

学術自然保護地区

指定年月日	名称	所在地	面積(ha)	地区の特徴
S 48. 3.30	まつしろ松城	松前町字松城	0.55	この地区は、全国各地より貴重な品種の桜を集めた見本園で、昭和40年に開園されました。その後も新たに開発された新品種の桜を加え、現在は約140種、約600本が植えられており、全国有数の桜の名所として知られています。

[学術自然保護地区](同上)

動物の生息地、植物の生育地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区

十勝管内では、5箇所を指定しています。

名称	所在地	面積(ha)	指定年月日
西士狩	芽室町西士狩北5線35の1他	0.5	昭和49年3月30日
嵐山	芽室町坂の上62、64、66	2.36	昭和48年3月17日
新嵐山	芽室町渋山76	1.94	昭和48年3月17日
足寄	足寄町大字足寄村字足寄108の一部	3.43	昭和49年3月30日
勢雄	更別村字勢雄433の2の一部	0.47	昭和50年8月4日

(総合) 振興局	名称	種類	市町村	位置	面積(ha)
4	空知 志文	学術自然	岩見沢市	岩見沢市志文町173の2他	1.21
6	空知 上美唄	学術自然	美唄市	美唄市字上美唄2208	5.58
8	空知 月ヶ湖	学術自然	月形町	月形町字篠津原野1895他	41.24
27	石狩 大谷地	学術自然	札幌市	札幌市厚別区大谷地828の17の一部	1.82
39	石狩 楸山	学術自然	北広島市	北広島市国有林札幌事業区66林班い1小班	5.92
40	石狩 原々種農場林	学術自然	北広島市	北広島市西の里地内の国有地の一部	48.87
50	後志 白井川ブナ林	学術自然	黒松内町	黒松内町字西熱野4の一部	19.84
58	胆振 鷲別岳	学術自然	室蘭市・登別市	国有林室蘭事業区219林班ろ小班他	213.48
60	胆振 勇弘川	学術自然	苫小牧市	苫小牧市字植苗582他	55.04
91	渡島 松城	学術自然	松前町	松前町字松城368	0.55
92	渡島 西館	学術自然	松前町	松前町字西館203	1.80
93	渡島 博多	学術自然	松前町	松前町字博多274及び275	0.30
94	渡島 大千軒袴腰	学術自然	福島町	福島町国有林木古内事業区1173林班の一部他	284.42
123	留萌 北限のスギ	学術自然	羽幌町	羽幌町字上築387の一部	0.76
128	宗谷 浜頓別のカシワ林	学術自然	浜頓別町	浜頓別町字浜頓別豊牛林地1号から4号まで	26.09
141	オホーツク ウトロ崎	学術自然	斜里町	斜里町字登呂270の4先国有地の一部	1.00
143	オホーツク 置戸勝山	学術自然	置戸町	置戸町道有林網走東部管理区5林班の一部他	486.40
156	十勝				
157	十勝				
158	十勝				
163	十勝				
164	十勝				
168	釧路				

- 区域詳細の図面は見つかりませんでした
- EADASには、学術自然保護地区の記載がありませんでした

3. 河川区域（河川保全区域）

（国土交通省関東地方整備局
荒川上流河川事務所のホームページ及び河川法より抜粋）

概要

河川区域とは、河川を管理するために必要な区域で、基本的には堤防と堤防に挟まれた間の区間をいいます。河川区域は大きく分けて、以下の3種類に分かれています。（河川法第6条第1項）

- ・ 通常水が流れている土地（一号地）
- ・ 堤防や護岸など、河川を管理するための施設（二号地）
- ・ 一号地と二号地に挟まれている土地で、一号地と一体化して管理を行う必要のある土地[河川敷]（三号地）

河川保全区域とは、河岸又は河川管理施設を保全するため必要があると認めるとき、河川区域に隣接する一定の区域を、河川管理者が指定した区域のことです。（河川法第54条第1項）

河川区域（河川保全区域）内における行為の制限

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。（河川法第26条第1項）

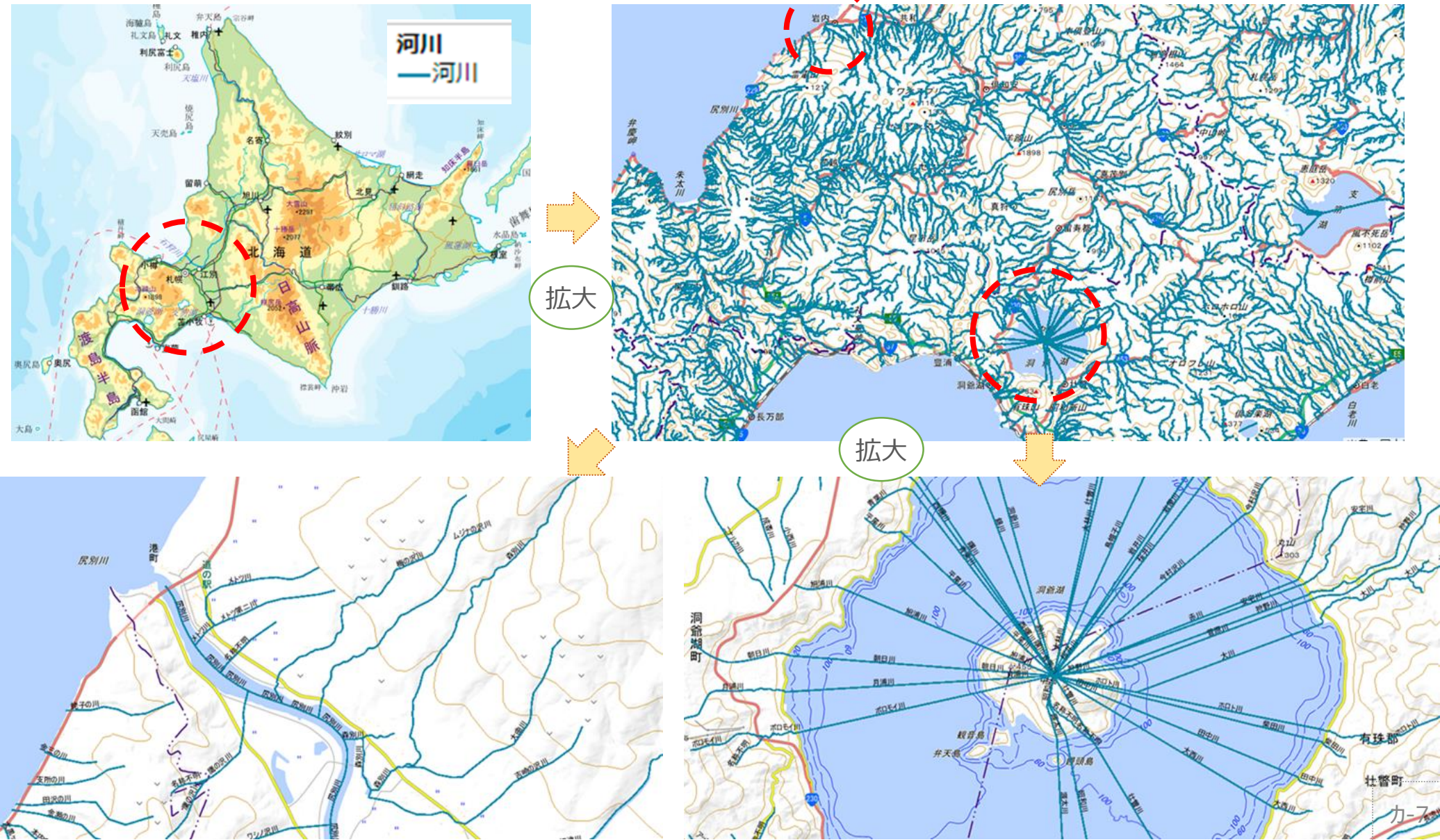
河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。（河川法第55条第1項）

- 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築又は改築

3. 河川区域（河川保全区域）

（環境省のホームページより抜粋）

[国土交通省「国土数値情報（河川）平成18年度～平成21年度」をもとに加工（EADAS）]



4. 環境緑地保護地区

（北海道のホームページより抜粋）

概要

環境緑地保護地区とは、市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区として、道知事が指定した地区のことです。（北海道自然環境等保全条例第22条第1項）

環境緑地保護区域における行為の届出

環境緑地保護地区等の区域内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

（北海道自然環境等保全条例第25条第1項）

- （1） **その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること**
- （2） 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- （3） 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- （4） 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- （5） 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- （6） 規則で定める木竹の伐採を行うこと。

知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該環境緑地保護地区等の指定の目的を達成するために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があった日から起算して30日以内に限り、当該環境緑地保護地区等の指定の目的を達成するために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。（北海道自然環境等保全条例第25条第2項）

4. 環境緑地保護地区

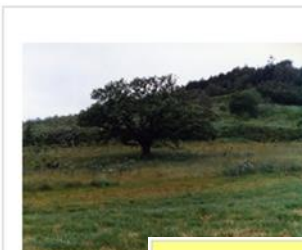
（北海道及び各（総合）振興局のホームページより抜粋）

[環境緑地保護地区の表示]

区分	名称	指定年月日	所在地	指定面積 (ha)	内 訳			所有地		
					特別地区	普通地区	国有地	公有地	私有地	
環境緑地保護地区等	環境緑地保護地区	114地区		3,968			711	1,953	1,304	
	自然景観保護地区	32地区	-	16,730			7,401	2,444	6,885	
	学術自然保護地区	23地区	-	1,210			636	562	12	
	小計	169地区	-	21,908			8,748	4,959	8,201	

玉川環境緑地保護地区

（平成29）
 拾山の自然環境TOP 保護地区一覧 案内図 次：桂沼



玉川環境緑地保護地区	
場所	せたな町北旭山区丹羽
面積	7.02ha
指定年月日	昭和50年8月4日
説明	久遠なせたな町大成区宮野の国道229号線沿い玉川神社を中心に広がる公園で、ナ、カシフ、サクラなどの広葉樹林、スギ、ヒノキ等の針葉樹林が主体である。

案内図

所在地	せたな町北旭山区丹羽
交通アクセス	せたな町役場から車で15分

見物時の注意
 私有地へ立ち入る際は、ご注意ください。また、山林へ入る際は、事故にご注意ください。

№	(総合)振興局	名称	種類	市町村	位置	面積 (ha)	特 徴	指定年月日	名 称	所 在 地	面積 (ha)	地区の特徴
1	空知	岩見沢神社	環境緑地	岩見沢市	岩見沢市12条1丁目1の1他	1.34	神社境内のトドマツ、イチイ等の樹林地					
2	空知	豊里	環境緑地	岩見沢市	岩見沢市北村豊里14の3他	4.50	鏡沼周辺のヤチダモ、アカマツ等の樹林地					
3	空知	栗沢神社	環境緑地	岩見沢市	岩見沢市栗沢町幸穂町12の1	1.23	神社境内のトドマツ、カラマツ等の樹林地					
5	空知	砺波神社	環境緑地	岩見沢市	岩見沢市栗沢町砺波83から85まで	0.26	神社境内のヤチダモ、アカマツ等の樹林地					
9	石狩	ペケレット湖	環境緑地	札幌市	札幌市北区篠路町篠路422の3他	22.96	ペケレット湖周辺の河畔林、湿性植物、野鳥					S50. 8.4 S47. 3.1
11	石狩	藤の沢	環境緑地	札幌市	札幌市南区石山567他	3.14						
12	石狩	白旗山	環境緑地	札幌市	札幌市清田区有明37他	1.14						
13	石狩	手稲山口	環境緑地	札幌市	札幌市手稲区手稲山口内運河敷の一部他							
14	石狩	手稲福井	環境緑地	札幌市	札幌市西区福井507の1他							
15	石狩	盤溪	環境緑地	札幌市	札幌市中央区盤溪31の全部他	31.00						
16	石狩	道庁本庁舎前庭	環境緑地	札幌市	札幌市中央区北2条西5丁目1の一部他							
17	石狩	知事公館前庭	環境緑地	札幌市	札幌市中央区北1条西15丁目1の1の一部他							
18	石狩	西岡	環境緑地	札幌市	札幌市豊平区西岡地内の国有地他	38.00						
19	石狩	下野幌	環境緑地	札幌市	札幌市厚別区青葉町							
20												
28												
29												
30												
31												
32												
33	石狩	豊栄神社	環境緑地	恵庭市	恵庭市大町214	0.78	神社境内のトドマツ、エゾマツ等の樹林地					S48. 3. 30
34	石狩	島松神社	環境緑地	恵庭市	恵庭市島松本町616、617、618	0.76	神社境内のトドマツ、イチイ等の樹林地					H7. 11. 24
35	石狩	西の里	環境緑地	北広島市	北広島市西の里86他	24.54	ミズナラ、イタヤ等の広葉樹天然林					S47. 3. 15

(以下省略)

- 区域詳細の図面は見つかりませんでした
- EADASには、環境緑地保護地区の記載がありませんでした